

子 子 発 0711 第 1 号
30 生社教 第 4 号
平成 30 年 7 月 11 日

各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部（局）長
各都道府県・指定都市・中核市教育委員会主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
（ 公 印 省 略 ）
文部科学省生涯学習政策局社会教育課長事務取扱
（ 公 印 省 略 ）

放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて

日頃より、放課後児童対策の推進に御尽力、御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、新潟市において、下校途中の小学生が被害に遭う痛ましい事件が発生したことを踏まえ、「登下校防犯プラン」（平成 30 年 6 月 22 日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）において、放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全確保に努めていただくよう、お願いしたところです。

このたび、「登下校防犯プラン」を踏まえ、放課後等に児童が来所する放課後児童クラブ等において、来所・帰宅時の安全対策を講じるため、「放課後児童クラブ（児童館）への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」（平成 17 年 12 月 14 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）を改訂し、別添のとおり児童館や放課後子供教室においても利用可能な安全点検リストを作成いたしました。本安全点検リストを管内市区町村、放課後児童クラブ、児童館等に十分に周知いただくとともに、本安全点検リストを参考に、放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全確保を十分に実施できているか再度点検等を行い、児童の安全確保に努めていただくようお願いいたします。

本通知の発出に当たっては、警察庁にも協力依頼を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。また、「放課後児童クラブ（児童館）への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」（平成 17 年 12 月 14 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）は、本通知の施行に伴い廃止いたします。